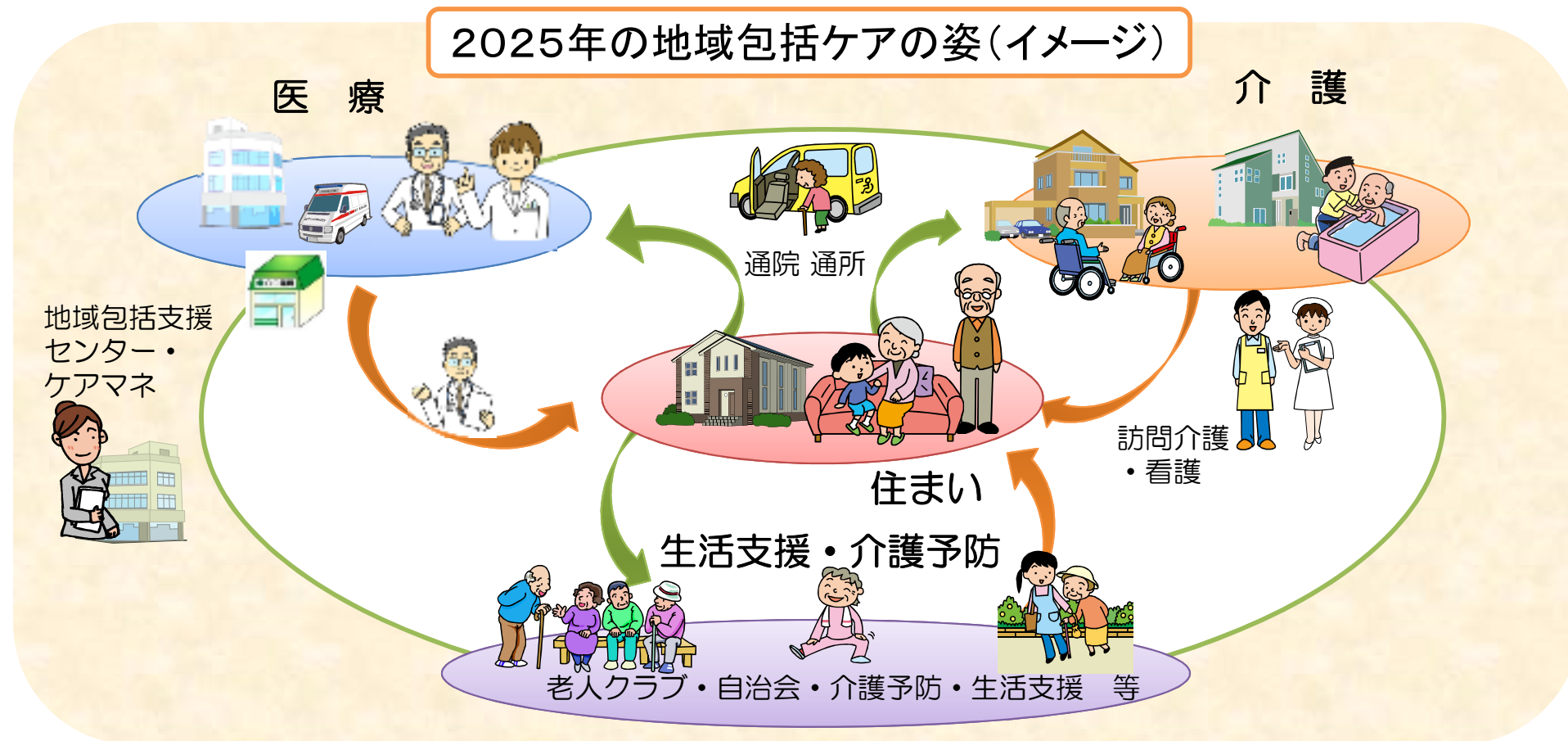


平成30年10月18日 第7回
医薬品医療機器制度部会
資料2 抜粋

薬局・薬剤師のあり方、医薬分業のあり方 (その1)

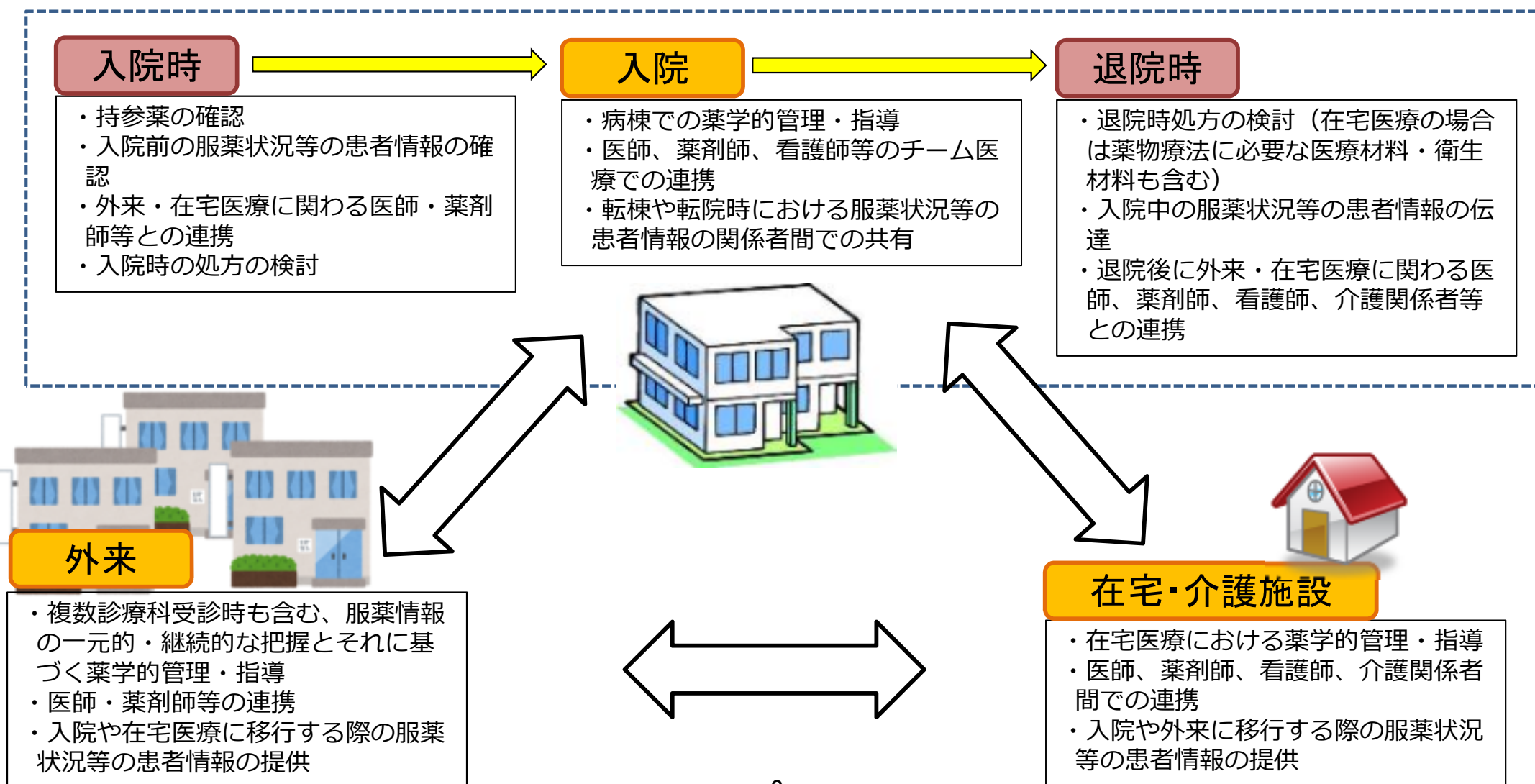
地域包括ケアシステムにおける薬剤師・薬局の役割

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域の特性に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が必要。
- 薬剤師・薬局も、地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護・予防の一翼を担い、医療機関等や他職種と連携して適切な役割を果たすことが課題。



薬物療法に関する連携（イメージ）

- 安心・安全で質が高く効果的・効率的な医療・介護サービスを提供する上で、患者の薬物療法に関しても、有効で安全な薬物療法を切れ目なく継続的に受けられるようにすることが必要。
- このため、薬物療法に関わる関係者が、患者の服薬状況等の情報を共有しながら、最適な薬学的管理やそれに基づく指導を実施することが求められる。



第3 かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき機能と具体的な取組

1 薬剤師・薬局が取り組む事項

(3) 地域の医療機関等との連携

④ 今後の取組

地域包括ケアの下で薬物療法を行うことになると、入院時のみならず、退院後の在宅医療や外来医療でも継続的にその地域において薬物療法が行われることになる。薬局としては、入院時の薬剤情報を把握するとともに、新たに入院する患者に関してはそれまで使用していた薬剤情報を医療機関に提供することが必要となる。このため、薬局の薬剤師と医療機関の薬剤師との間で連携しつつ、処方医等と協働して対応することが求められる。

「『患者のための薬局ビジョン』実現のためのアクションプラン検討委員会報告書（平成29年3月31日）」
（「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会）より抜粋

7. 多職種・医療機関及び地域での協働

○入院後の療養環境の変化に伴う医療機関等の協働

入院中は、専門性の異なる医師・歯科医師、薬剤師を中心として、看護師、管理栄養士など様々な職種による処方見直しチームを組織し、カンファランスなどを通じて情報の一元化と処方の適正化を計画的に実施し、かかりつけ医と連携することが可能である。

入退院に際しては、入院前及び退院後のかかりつけ医とも連携を取り、処方意図や退院後の方針について確認しながら進める。短期の入院の場合は特に、退院後の継続的な見直しと経過観察につながるよう退院後のかかりつけ医に適切な情報提供を行う。

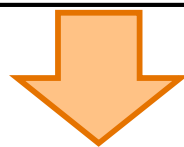
病院の薬剤師も、退院後利用する薬局の薬剤師及びその他の地域包括ケアシステムに関わる医療関係者に、薬剤処方や留意事項の情報を提供することが望まれるとともに、地域の薬局の薬剤師からの双方向の情報提供も課題である。

「高齢者の医薬品適正使用の指針（平成30年5月厚生労働省）」より抜粋

- 医薬分業とは、医師が患者に処方箋を交付し、薬剤師がその処方箋に基づき調剤を行い、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担することによって、医療の質の向上を図ることを目指すもの

医師と薬剤師が相互に専門性を発揮することによる効果

- 薬剤師が、薬剤服用歴（服薬状況、副作用やアレルギー歴などの状況、相談内容等）の確認などにより、患者の服薬情報を一元的・継続的に把握した上で、薬剤師の持つ薬理学、薬物動態学、製剤学などの薬学的知見に基づいて薬学的管理・指導が行われることにより、複数診療科受診による重複投薬、相互作用の有無の確認などが可能となること。
- 薬剤師が、処方した医師・歯科医師と連携して、薬の効果、副作用、用法などについて患者に説明（服薬指導）することにより、患者の薬に対する理解が深まり、調剤された薬を適切に服用することが期待できること。



薬物療法の有効性、安全性の向上



医療の質の向上

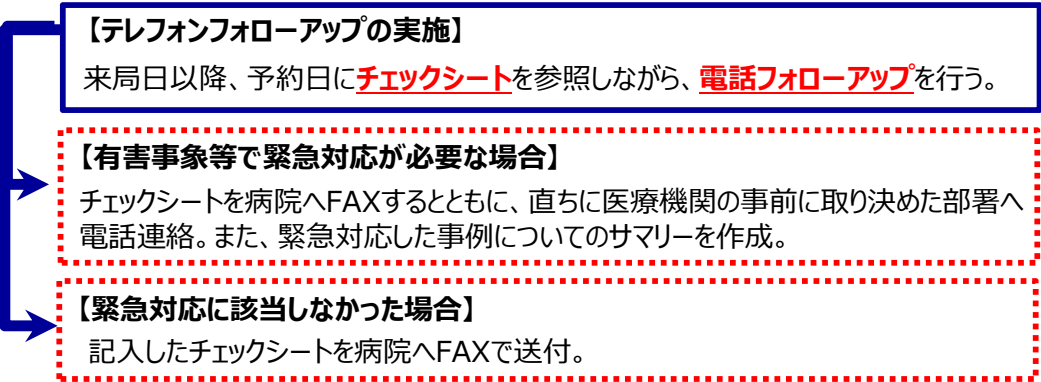
薬物療法に関する医療機関と薬局の連携

- がんの薬物療法など、より丁寧な薬学的管理を要する疾患においては、医療機関からの指示に基づいて薬局薬剤師が服用期間中の服薬状況等をフォローし、その結果を医療機関に共有することで、副作用等への対応をより適切に行うことができる。
- こうした機能を発揮するためには、医療機関と薬局の密な連携が重要。

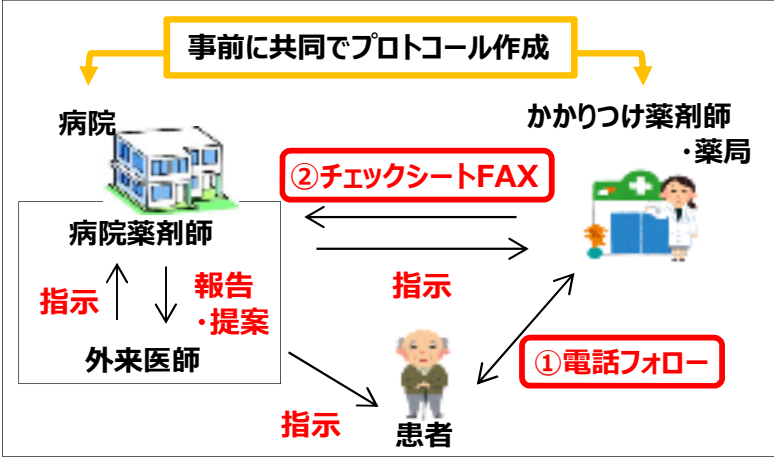
「薬剤師が担う医療機関と薬局間の連携手法の検討とアウトカムの評価研究」（平成28年度～29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金）

- 研究代表者：安原 真人（東京医科歯科大学）
- 研究目的：プロトコルに基づく薬物治療管理（PBPM）により、がん外来化学療法で経口抗がん剤を服用している患者に対して、薬局が服用期間中にフォローアップを行うことの効果を研究

➤ 薬局のフォローアップ対応の流れ



➤ 実施フロー図

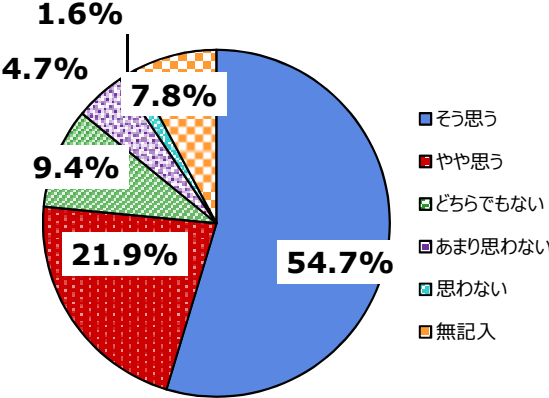


<結果>

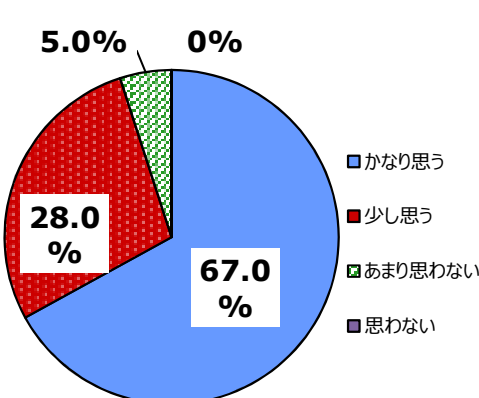
- 129名の登録患者（トレーシングレポート428件）
- ・ 電話フォローアップを契機とする
緊急入院 1名
予定外受診 4名（5件）
休薬 9名
- ・ 電話フォローアップに基づく
医師への処方提案 49件
このうち23件（47%）が処方に反映

⇒副作用の重篤化を回避し患者の安全に直接寄与

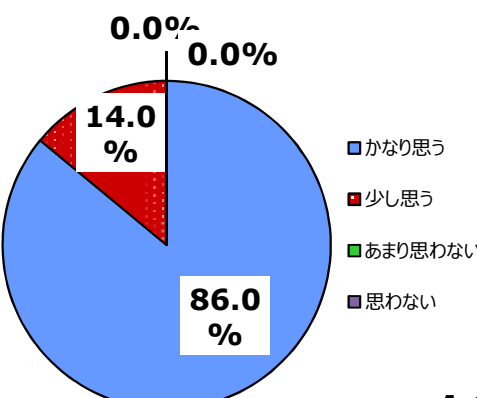
薬局薬剤師からの副作用に対する対応やアドバイスは有用であったか（患者調査）



電話フォローで患者の副作用への対処方法の実施がより適切に行えたか（医師調査）



保険薬局と病院薬剤師と医師が情報を共有し連携することは必要か（医師調査）



(別紙様式 1)

服薬情報等提供料に係る情報提供書

情報提供先医療機関名

担当医

科

殿

平成 年 月 日

情報提供元保険薬局の所在地及び名称

電 話

(F A X)

保険薬剤師氏名

印

患者氏名

性別 (男・女) 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生 (歳) 職業

住所

電話番号

処方せん発行日	平成 年 月 日	調剤日	平成 年 月 日
1 処方薬剤の服薬状況 (コンプライアンス) 及びそれに対する指導に関する情報			
2 併用薬剤等 (一般用医薬品、医薬部外品、いわゆる健康食品を含む。) の有無 (有・無) ▼ 薬剤名等 :			
3 患者の訴え (アレルギー、副作用と思われる症状等) に関する情報			
4 症状等に関する家族、介護者等からの情報			
5 薬剤師からみた本情報提供の必要性			
6 その他特記すべき事項 (薬剤保管状況等)			

[記載上の注意]

- 1 必要がある場合には、続紙に記載して添付すること。
- 2 わかりやすく記入すること。
- 3 必要な場合には、処方せんの写しを添付すること。
- 4 「5」については、薬剤師が情報提供の必要性を認めた場合のみ、記載すること。



京都大学医学部附属病院 御中

報告日: 年 月 日

残薬調整に係る服薬情報提供書（トレーシングレポート）

担当医 科 先生 御机下	保険薬局 名称・所在地
患者 ID : 患者名 :	電話番号 :
	FAX 番号 :
	担当薬剤師名 : 印
この情報を伝えることに対して患者の同意を ☐ 得た。 ☐ 得ていない。 ☐ 患者は主治医への報告を拒否していますが、治療上重要だと思われるので報告いたします。	

下記の通り、残薬を確認し日数調整をしましたのでご報告いたします。
 ご高配賜りますようお願い申し上げます。

処方日 :
残薬調整した内容※
残薬の理由（複数回答可） ☐ 飲み忘れが積み重なった ☐ 自分で判断し飲むのをやめた ☐ 新たに別の医薬品が処方された ☐ 飲む量や回数を間違っていた ☐ 別の医療機関で同じ医薬品が処方された ☐ その他 上記選択肢の詳細
薬剤師としての提案事項

<注意>

- ※・残薬を確認した場合の対応の指示が、2 番目「情報提供」の時は確認内容をご記入ください。
 ・FAX による情報伝達は、疑義照会ではありません。緊急性のある疑義照会は通常通り電話にて
 お願いします。

トレーシングレポート(施設間情報連絡書)

年 月 日

御中

□ 緊急

☐ 緊急を要さない（ 日中に回答）

医療機関名

薬剤師氏名

住所

電話番号

FAX番号

【患者情報】

診 療 科		I D 番 号			
患 者 氏 名		生 年 月 日		性 別	男・女
保 険 医 氏 名		交 付 年 月 日			

◎ ☐ 質 問 ☐ 報 告（お忙しいとは思いますがご協力宜しくお願いします）

◎ 返 答

返答者氏名